

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文
目次

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第一条関係）	1
○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（第二条関係）	7
○ 南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）（第三条関係）	10
○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（第四条関係）	14
○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第五条関係）	15
○ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十八号）（第六条関係）	16
○ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）（第七条関係）	20
○ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）（第八条関係）	22
○ 予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）（第九条関係）	24
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第十条関係）	25
○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第十一条関係）	32
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第十二条関係）	33
○ 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（第十三条関係）	34
○ 防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百二十二号）（第十四条関係）	35
○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）（第十五条関係）	38
○ 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（第十六条関係）	39
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第十七条関係）	40
○ 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）（第十八条関係）	43

○ 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）（第十九条関係）	46
○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第二十条関係）	49
○ 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第六十九号）（附則第二条関係）	51
○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（附則第三条関係）	52
○ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四百四十四号）（附則第四条第一号関係）	54
○ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第十三号）（附則第四条第二号関係）	55
○ 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）（附則第四条第三号関係）	56
○ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第五十七号）（附則第四条第四号関係）	57

改正案	現行
<p>（診療の対象） 第四十六条（略）</p> <p>2 病院においては、前項各号に掲げる者のほか、武力攻撃事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。）及び存立危機事態（同条第四号に規定する存立危機事態をいう。）に際し、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百七十七号）第二十四条第一項に規定する被收容者の診療を行うことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（休職にされる場合） 第五十六条 法第四十三条に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九号）第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定により育児休業をした隊員、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官、国際機関等に派遣される</p>	<p>（診療の対象） 第四十六条（略）</p> <p>2 病院においては、前項各号に掲げる者のほか、武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。）に際し、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百七十七号）第二十四条第一項に規定する被收容者の診療を行うことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（休職にされる場合） 第五十六条 法第四十三条に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十九号）第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定により育児休業をした隊員、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成</p>

防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された隊員、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした隊員又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした隊員が職務に復帰した場合において定員に欠員がないとき

（出勤等の場合の関係機関等に対する周知措置）

第七百七条 （略）

2 内閣総理大臣は、法第七十六条第二項、第七十八条第三項、第八十一条第四項若しくは第八十一条の二第三項又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により自衛隊の全部又は一部の撤収を命じた場合には、撤収を命じた旨その他必要な事項を告示するものとする。

（出勤等の場合の都道府県知事との連絡）

第七百八条 （略）

2 防衛大臣は、法第七十六条第二項、第七十八条第三項、第八十一条第四項若しくは第八十一条の二第三項又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により自衛隊

十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された隊員、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした隊員又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした隊員が職務に復帰した場合において定員に欠員がないとき

（出勤等の場合の関係機関等に対する周知措置）

第七百七条 （略）

2 内閣総理大臣は、法第七十六条第二項、第七十八条第三項、第八十一条第四項若しくは第八十一条の二第三項又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により自衛隊の全部又は一部の撤収を命じた場合には、撤収を命じた旨その他必要な事項を告示するものとする。

（出勤等の場合の都道府県知事との連絡）

第七百八条 （略）

2 防衛大臣は、法第七十六条第二項、第七十八条第三項、第八十一条第四項若しくは第八十一条の二第三項又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により自衛隊の全部又は一部の

の全部又は一部の撤収を命ぜられた場合には、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

- 3 第一項の規定は防衛大臣が法第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）又は緊急対処保護措置（同法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）を実施するため部隊等の派遣を命じた場合について、前項の規定は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、前二項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第二項の規定による求めに係る国民の保護のための措置にあつては事態対策本部長及び関係都道府県知事、同法第百八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による求めに係る緊急対処保護措置にあつては緊急対処事態対策本部長及び関係都道府県知事）」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

(償還金の金額)

第百二十条の十五 (略)

2 (略)

- 3 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官、国際機関等に派遣される

撤収を命ぜられた場合には、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

- 3 第一項の規定は防衛大臣が法第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）又は緊急対処保護措置（同法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）を実施するため部隊等の派遣を命じた場合について、前項の規定は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、前二項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第二項の規定による求めに係る国民の保護のための措置にあつては武力攻撃事態等対策本部長及び関係都道府県知事、同法第百八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による求めに係る緊急対処保護措置にあつては緊急対処事態対策本部長及び関係都道府県知事）」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

(償還金の金額)

第百二十条の十五 (略)

2 (略)

- 3 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二十一条第一項の規定により派遣された隊員及び国と民間企業との間

防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された隊員に関する前項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(物資の収用等の要請を行うことができる者等の範囲)

第二百二十七条 法第百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。

一 十三 (略)

(防衛出動時における航空法の適用除外)

第五十条 (略)

2 防衛大臣は、法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合には、その旨及び前項の規定により告示しようとする区域を直ちに国土交通大臣に通報しなければならない。法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により部隊等が撤収を命ぜられた場合又は前項の規定により告示した区域を変更しようとする場合においても、また同様とする。

(運転免許証の有効期間等の特例)

第六十条 法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は法

の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された隊員に関する前項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(物資の収用等の要請を行うことができる者等の範囲)

第二百二十七条 法第百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。

一 十三 (略)

(防衛出動時における航空法の適用除外)

第五十条 (略)

2 防衛大臣は、法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合には、その旨及び前項の規定により告示しようとする区域を直ちに国土交通大臣に通報しなければならない。法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により部隊等が撤収を命ぜられた場合又は前項の規定により告示した区域を変更しようとする場合においても、また同様とする。

(運転免許証の有効期間等の特例)

第六十条 法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は法

第七十七条の規定による出動待機命令（以下この項において「防衛出動命令等」という。）を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証（次項において「免許証」という。）のうち、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百一条第一項の規定による更新期間の初日が、当該隊員が法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九條第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日以前であるものの有効期間は、当該撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日から起算して二月を経過する日までの期間とする。

2 前項の規定の適用を受ける免許証の有効期間の更新を受けようとする者に対する道路交通法第百一条第一項の規定の適用については、「当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前」とあるのは「その者が自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九條第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。この場合において、当該更新申請書には、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

（河川法施行令の特例）

第七十七条の規定による出動待機命令（以下この項において「防衛出動命令等」という。）を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証（次項において「免許証」という。）のうち、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百一条第一項の規定による更新期間の初日が、当該隊員が法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九條第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日以前であるものの有効期間は、当該撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日から起算して二月を経過する日までの期間とする。

2 前項の規定の適用を受ける免許証の有効期間の更新を受けようとする者に対する道路交通法第百一条第一項の規定の適用については、「当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前」とあるのは「その者が自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第九條第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。この場合において、当該更新申請書には、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

（河川法施行令の特例）

第二百六十一条 法第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の八第一項（同令第五十七条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により許可を要するものをしようとするときは、同令第十六条の八第一項の規定にかかわらず、当該部隊等があらかじめ河川管理者にその旨を通知することをもつて足りる。

2
（略）

第二百六十一条 法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為であつて河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の八第一項（同令第五十七条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により許可を要するものをしようとするときは、同令第十六条の八第一項の規定にかかわらず、当該部隊等があらかじめ河川管理者にその旨を通知することをもつて足りる。

2
（略）

改正案	現行
<p>（関係行政機関）</p> <p>第一条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）<u>第三条第九号の政令で定める機関は、別表のとおりとする。</u></p> <p>（隊員の選考）</p> <p>第三条 法第十二条第一項に規定する選考（以下この条において「選考」という。）は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）が行う。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 選考は、<u>法第十二条第一項に規定する国際平和協力業務を遂行するのに必要な経験、知識及び適性について、履歴、資格等に関する書類の審査の方法により、又は必要に応じ口頭試問その他の方法を併用して、行う。</u></p> <p>（隊員としての身分を失わせる場合）</p> <p>第四条 法第十三条第六項の政令で定める場合は、国際平和協力隊の隊員（以下「隊員」という。）について次のいずれかに該当する事由がある場合とする。</p> <p>一 隊員としての勤務実績が良くない場合</p> <p>二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、若しくは</p>	<p>（関係行政機関）</p> <p>第一条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）<u>第三条第七号の政令で定める機関は、別表のとおりとする。</u></p> <p>（隊員の選考）</p> <p>第三条 法第十一条第一項に規定する選考（以下この条において「選考」という。）は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）が行う。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 選考は、<u>法第十一条第一項に規定する国際平和協力業務を遂行するのに必要な経験、知識及び適性について、履歴、資格等に関する書類の審査の方法により、又は必要に応じ口頭試問その他の方法を併用して、行う。</u></p> <p>（隊員としての身分を失わせる場合）</p> <p>第四条 法第十二条第六項の政令で定める場合は、国際平和協力隊の隊員（以下「隊員」という。）について次のいずれかに該当する事由がある場合とする。</p> <p>一 隊員としての勤務実績が良くない場合</p> <p>二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、若しくは</p>

これに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

三 隊員に必要な適格性を欠く場合

四 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

五 国際平和協力隊への派遣が継続することにより防衛省の所掌事務の遂行に支障を生ずることを理由として防衛大臣から隊員としての身分を失わせるよう要請があつた場合

2 本部長は、法第十三条第六項の規定により隊員としての身分を失わせたときは、防衛大臣にその旨を通知するものとする。

3 前二項の規定は、法第十四条第二項の規定により自衛隊員（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員をいう。）の身分及び隊員の身分を併せ有する者について準用する。

（隊員の服制等）

第五条（略）

2 国際連合平和維持活動として実施される法第三条第五号に掲げる業務に係る国際平和協力業務に従事する隊員は、当該業務に従事する間、記章のほか、内閣府令で定める被服を着用しなければならない。

3（略）

（小型武器の種類等）

第八条 法第二十三条の政令で定める小型武器の種類は、拳銃及び小銃（これらに用いる銃弾を含む。）とする。

これに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

三 隊員に必要な適格性を欠く場合

四 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

五 国際平和協力隊への派遣が継続することにより防衛省の所掌事務の遂行に支障を生ずることを理由として防衛大臣から隊員としての身分を失わせるよう要請があつた場合

2 本部長は、法第十二条第六項の規定により隊員としての身分を失わせたときは、防衛大臣にその旨を通知するものとする。

3 前二項の規定は、法第十三条第二項の規定により自衛隊員（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員をいう。）の身分及び隊員の身分を併せ有する者について準用する。

（隊員の服制等）

第五条（略）

2 法第三条第三号に掲げる業務に係る国際平和協力業務に従事する隊員は、当該業務に従事する間、記章のほか、内閣府令で定める被服を着用しなければならない。

3（略）

（小型武器の種類等）

第八条 法第二十二条の政令で定める小型武器の種類は、けん銃及び小銃（これらに用いる銃弾を含む。）とする。

2 前項の拳銃及び小銃は、次に掲げる規格のものとする。

- 一 ニューナンブM六〇回転式拳銃
- 二 九ミリ自動式拳銃
- 三・四 (略)

(小型武器の管理)

第十条 法第二十四条第二項の規定により本部長により指定された者(以下この条において「管理責任者」という。)は、小型武器を保安上適当な構造を有する設備内に格納しなければならぬ。

2 4 (略)

(国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律に基づく政令の準用)

第十一条 法第二十八条の規定により国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づき政令の規定を準用するものとする。

(国際的な選挙監視活動に係る要請を行う地域的機関)

第十二条 法別表第三第三号の政令で定める地域的機関は、米州機構及び欧州安全保障・協力機構とする。

2 前項のけん銃及び小銃は、次に掲げる規格のものとする。

- 一 ニューナンブM六〇回転式けん銃
- 二 九ミリ自動式けん銃
- 三・四 (略)

(小型武器の管理)

第十条 法第二十三条第二項の規定により本部長により指定された者(以下この条において「管理責任者」という。)は、小型武器を保安上適当な構造を有する設備内に格納しなければならぬ。

2 4 (略)

(新設)

(国際的な選挙監視活動に係る要請を行う地域的機関)

第十一条 法別表第二第三号の政令で定める地域的機関は、米州機構及び欧州安全保障・協力機構とする。

改正案	現行
<p>（国際平和協力隊の設置）</p> <p>第一条 国際平和協力本部に、南スーダンにおける国際連合平和維持活動のため、次に掲げる業務及び事務を行う組織として、平成二十八年十月三十一日までの間、南スーダン国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。</p> <p>一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）<u>第三条第五号ネに掲げる業務（同号ツに掲げる業務の実施に必要な調整に係るものに限る。）並びに次条第五号（調整に係るものに限る。）</u>、第六号及び第七号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であつて、<u>国際連合南スーダン共和国ミッション</u>軍事部門司令部において行われるもの</p> <p>二 <u>法第三条第五号ネに掲げる業務のうちデータベース（南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の管理の用に供する電子情報処理組織の保守管理に係る国際平和協力業務であつて、国際連合南スーダン共和国ミッション統合ミッション分析センターにおいて行われるもの</u></p> <p>三 <u>法第三条第五号ネに掲げる業務（同号タ、レ及びツに掲げる業務の実施に必要な企画及び調整に係るものに限る。）並びに次条第四号及び第五号に掲げる業務に係る国際平和協力業務で</u></p>	<p>（国際平和協力隊の設置）</p> <p>第一条 国際平和協力本部に、南スーダンにおける国際連合平和維持活動のため、次に掲げる業務及び事務を行う組織として、平成二十八年十月三十一日までの間、南スーダン国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。</p> <p>一 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）<u>第三条第二号タに掲げる業務及び次条第二号に掲げる業務のうち、これらの業務に関する調整並びに同条第四号及び第五号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であつて、国際連合南スーダン共和国ミッション</u>軍事部門司令部において行われるもの</p> <p>二 <u>次条第六号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であつて、国際連合南スーダン共和国ミッション統合ミッション分析センターにおいて行われるもの</u></p> <p>三 <u>法第三条第三号ワ、カ及びタに掲げる業務並びに次条第一号及び第二号に掲げる業務のうち、これらの業務に関する企画及び調整に係る国際平和協力業務であつて、国際連合南スーダン</u></p>

あつて、国際連合南スーダン共和国ミッションミッション支援部において行われるもの

四 法第三条第五号ワ、ヨからレまで及びツに掲げる業務並びに次条第一号から第三号までに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこれらの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

五 法第四条第二項第三号に掲げる事務

(政令で定める業務)

第二条 南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る法第三条第五号ナの規定により同号レに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第一号に掲げる業務とし、南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る同条第五号ナの規定により同号ツに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第二号及び第三号に掲げる業務とし、南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る同条第五号ナの規定により同号ネに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第四号から第七号までに掲げる業務とする。

一 自然災害によつて被害を受けた施設又は設備であつてその被災者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

二 宿泊又は作業のための施設の維持管理

三 消火及び延焼の防止

四 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う第一号に掲げる業務の実施に必要な企画及び調整

五 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う第二号に掲げる業務の実施に必要な企画及び調整

共和国ミッションミッション支援部において行われるもの

四 法第三条第三号ヌ、ヲからカまで及びタに掲げる業務並びに次条第一号から第三号までに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこれらの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

五 法第四条第二項第三号に掲げる事務

(政令で定める業務)

第二条 南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る法第三条第三号レの規定により同号カに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第一号に掲げる業務とし、南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る同条第三号レの規定により同号タに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第二号から第六号までに掲げる業務とする。

一 自然災害によつて被害を受けた施設又は設備であつてその被災者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

二 宿泊又は作業のための施設の維持管理

三 消火及び延焼の防止

四 物資の調達に関する調整

五 飲食物の調製に関する調整

六 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う物資の調達の実施に必要な調整

七 国際連合平和維持活動を統括する組織において行う飲食物の調製の実施に必要な調整

(国際平和協力手当)

第三条 南スーダンにおける国際連合平和維持活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（以下「部隊派遣自衛隊員」という。）に、この条の定めるところに従い、法第十七条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2・3 (略)

別表（第三条関係）

一	(略)	(略)
二	(一)・(二) (略) (三) ウガンダ又はケニア内の地域において、法第三条第五号ワ、ヨからレまで及びツに掲げる業務並びに第一条第一号から第三号までに掲げる業務（以下「自衛隊の部隊等の業務」という。）に附帯する業務として、自衛隊の部隊等の業務に必要な物資の補	(略)

六 データベース（南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の管理の用に供する電子情報処理組織の保守管理

(新設)

(国際平和協力手当)

第三条 南スーダンにおける国際連合平和維持活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（以下「部隊派遣自衛隊員」という。）に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2・3 (略)

別表（第三条関係）

一	(略)	(略)
二	(一)・(二) (略) (三) ウガンダ又はケニア内の地域において、法第三条第三号又、ヨからカまで及びタに掲げる業務並びに第二条第一号から第三号までに掲げる業務（以下「自衛隊の部隊等の業務」という。）に附帯する業務として、自衛隊の部隊等の業務に必要な物資の補	(略)

五	四	三	
(一) ・ (二) (略)	(一) ～ (三) (略)	(略)	給に係る業務を行う場合（四の項(二)及び五の項(二)に規定する場合を除く。）。ただし、陸上において行う場合に限る。
(略)	(略)	(略)	

五	四	三	
(一) ・ (二) (略)	(一) ～ (三) (略)	(略)	給に係る業務を行う場合（四の項(二)及び五の項(二)に規定する場合を除く。）。ただし、陸上において行う場合に限る。
(略)	(略)	(略)	

○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の<u>関係行政機関を定める政令</u></p>	<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の<u>関係行政機関を定める政令</u></p>
<p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十八（略）</p>	<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十八（略）</p>

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令</p> <p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十一（略）</p> <p>（指定地方行政機関）</p> <p>第一条 法第二条第六号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 二五（略）</p> <p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十九（略）</p>	<p>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令</p> <p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十一（略）</p> <p>（指定地方行政機関）</p> <p>第一条 法第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 二五（略）</p> <p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十九（略）</p>

○ 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十八号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令</p>			
<p>（自衛隊法施行令の準用）</p>			
<p>第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第三百三十一條から第三百三十三條まで、第三百三十五條から第三百三十七條まで及び第四百二十二條の規定は、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。次条において「法」という。）第十五條第一項から第三項までの規定により土地等を使用し、立木等を移転し、若しくは処分し、又は家屋の形状を変更する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
<p>第三百三十一條</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>法第三百三條第七項</p>	<p>句</p>	<p>句</p>	<p>句</p>
<p>武力攻撃事態等及び</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>武力攻撃事態等にお</p>
<p>第三百三十一條</p>	<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>法第三百三條第七項</p>	<p>句</p>	<p>句</p>	<p>句</p>
<p>武力攻撃事態等にお</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>武力攻撃事態等にお</p>

<p>第百三十二条</p>	<p>第百三十二条第一項</p>	
<p>法第百三十二条第七項 ただし書</p>	<p>(略)</p>	<p>存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。以下「米軍等行動関連措置法」という。）第十五条第四項において読み替えて準用する法第百三十二条第七項</p>
<p>米軍等行動関連措置法第十五条第四項において準用する法第百三十二条第七項ただし書</p>	<p>(略)</p>	<p>米軍等行動関連措置法第十五条第四項において準用する法第百三十二条第七項ただし書</p>

<p>第百三十二条</p>	<p>第百三十二条第一項</p>	
<p>法第百三十二条第七項 ただし書</p>	<p>(略)</p>	<p>けるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。以下「米軍行動関連措置法」という。）第十五条第四項において読み替えて準用する法第百三十二条第七項</p>
<p>米軍行動関連措置法第十五条第四項において準用する法第百三十二条第七項ただし書</p>	<p>(略)</p>	<p>米軍行動関連措置法第十五条第四項において準用する法第百三十二条第七項ただし書</p>

第百三十三條第二項	(略)	法第百三條第七項 ただし書	(略)	第百三十五條	(略)	法第百三條第七項	第百三十六條第一項
(略)	(略)	米軍等行動関連措置 法第十五條第四項に おいて準用する法第 百三條第七項ただし 書	(略)	(略)	(略)	米軍等行動関連措置 法第十五條第四項に おいて読み替えて準 用する法第百三條第 七項	米軍等行動関連措置 法第十五條第四項に おいて読み替えて準 用する法第百三條第 七項
同條第八項各号							同條第八項各号
							米軍等行動関連措置 法第十五條第四項に おいて準用する法第

第百三十三條第二項	(略)	法第百三條第七項 ただし書	(略)	第百三十五條	(略)	法第百三條第七項	第百三十六條第一項
(略)	(略)	米軍行動関連措置法 第十五條第四項にお いて準用する法第百 三條第七項ただし書	(略)	(略)	(略)	米軍行動関連措置法 第十五條第四項にお いて読み替えて準用 する法第百三條第七 項	米軍行動関連措置法 第十五條第四項にお いて読み替えて準用 する法第百三條第七 項
同條第八項各号							同條第八項各号
							米軍行動関連措置法 第十五條第四項にお いて準用する法第百

(略)		第三百三十七条第一項	(略)	
(略)	(略)	法第三百三十二条第十項	(略)	
(略)	(略)	米軍等行動関連措置法第十五条第四項において読み替えて準用する法第三百三十二条第十項	(略)	百三十二条第八項各号
(略)		第三百三十七条第一項	(略)	
(略)	(略)	法第三百三十二条第十項	(略)	
(略)	(略)	米軍行動関連措置法第十五条第四項において読み替えて準用する法第三百三十二条第十項	(略)	三条第八項各号

○ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令</p> <p>（審判官）</p> <p>第一条 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第十六号。以下「法」という。）第十二条第二項に規定する政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（留置物件等の公売又は随意契約による売却）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第七十三条から第七十六条の二までの規定は、第一項に規定する留置物件又は保管積荷の公売について準用する。この場合において、同令第七十三条、第七十四条第二項から第四項まで及び第九項、第七十六条第一項及び第三項並びに第七十六条の二中「税関長」とあるのは「外国軍用品審判所長」と、同令第七十三条第一項中「法第八十四条第一項（収容貨物の公売）」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法</p>	<p>武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令</p> <p>（審判官）</p> <p>第一条 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（以下「法」という。）第十二条第二項に規定する政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（留置物件等の公売又は随意契約による売却）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第七十三条から第七十六条の二までの規定は、第一項に規定する留置物件又は保管積荷の公売について準用する。この場合において、同令第七十三条、第七十四条第二項から第四項まで及び第九項、第七十六条第一項及び第三項並びに第七十六条の二中「税関長」とあるのは「外国軍用品審判所長」と、同令第七十三条第一項中「法第八十四条第一項（収容貨物の公売）」とあるのは「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十</p>

「法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）第三条第一項」と、同令第七十四条第一項中「法第八十四条第一項（収容貨物の公売）」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第一項」と、同条第四項及び第九項中「法第八十四条第一項」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第一項」と、同令第五項及び同令第七十五条第二項中「税関職員」とあるのは「外国軍用品審判所の事務官」と、同令第七十六条の二第二項中「第七十二条第二項」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第三項」と読み替えるものとする。

6 関税法施行令第七十七条及び第七十八条の規定は、第四項の規定により随意契約による売却をしようとする場合について準用する。この場合において、同令第七十七条及び第七十八条第一項中「法第八十四条第三項（収容貨物の売却）」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第四項」と、同項並びに同条第二項及び第四項中「税関長」とあるのは「外国軍用品審判所長」と読み替えるものとする。

六年政令第三百九十二号）第三条第一項」と、同令第七十四条第一項中「法第八十四条第一項（収容貨物の公売）」とあるのは「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第一項」と、同条第四項及び第九項中「法第八十四条第一項」とあるのは「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第一項」と、同条第五項及び同令第七十五条第二項中「税関職員」とあるのは「外国軍用品審判所の事務官」と、同令第七十六条の二第二項中「第七十二条第二項」とあるのは「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第三項」と読み替えるものとする。

6 関税法施行令第七十七条及び第七十八条の規定は、第四項の規定により随意契約による売却をしようとする場合について準用する。この場合において、同令第七十七条及び第七十八条第一項中「法第八十四条第三項（収容貨物の売却）」とあるのは「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第三条第四項」と、同項並びに同条第二項及び第四項中「税関長」とあるのは「外国軍用品審判所長」と読み替えるものとする。

○ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令</p> <p>（法第十四条第一項及び第十七条第四項の資格認定審査請求）</p> <p>第一条 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第十七号。以下「法」という。）第十四条第一項又は第十七条第四項に規定する書面には、法第十四条第一項又は第十七条第四項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 資格認定審査請求（法第三条第十三号に規定する資格認定審査請求をいう。以下同じ。）をする者（以下「資格認定審査請求人」という。）の氏名及び生年月日</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（押収物還付等公告令の準用）</p> <p>第四条 押収物還付等公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）第二条、第三条第一項（第二号を除く。）及び第四条の規定は、法第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項の規定に基づき公告について準用する。この場合において、同令第二条第一項中「検察官が行う場合にあつては検察庁の</p>	<p>武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令</p> <p>（法第十四条第一項及び第十七条第四項の資格認定審査請求）</p> <p>第一条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項又は第十七条第四項に規定する書面には、法第十四条第一項又は第十七条第四項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 資格認定審査請求（法第三条第十一号に規定する資格認定審査請求をいう。以下同じ。）をする者（以下「資格認定審査請求人」という。）の氏名及び生年月日</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（押収物還付等公告令の準用）</p> <p>第四条 押収物還付等公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）第二条、第三条第一項（第二号を除く。）及び第四条の規定は、法第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項の規定に基づき公告について準用する。この場合において、同令第二条第一項中「検察官が行う場合にあつては検察庁の</p>

揭示場に、司法警察員が行う場合にあつてはその所属する官公署の揭示場に、それぞれ」とあるのは「捕虜収容所の揭示場に」と、同令第三条第一項中「検察官が刑事訴訟法第四百九十九条第一項又は第二項」とあるのは「捕虜収容所長が武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項又は第二項」と、同項第一号中「刑事訴訟法第四百九十九条第一項又は第二項」とあるのは「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項」と、同項第三号中「事件名及び押収番号」とあるのは「現金の持参又は送付の年月日その他これを特定するに足りる事項」と、同項第四号中「品名及び数量」とあるのは「金額」と、同令第四条第二項中「検察官又は司法警察員」とあるのは「捕虜収容所長」と読み替えるものとする。

揭示場に、司法警察員が行う場合にあつてはその所属する官公署の揭示場に、それぞれ」とあるのは「捕虜収容所の揭示場に」と、同令第三条第一項中「検察官が刑事訴訟法第四百九十九条第一項又は第二項」とあるのは「捕虜収容所長が武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項」と、同項第一号中「刑事訴訟法第四百九十九条第一項又は第二項」とあるのは「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第百五十五条第五項において準用する刑事訴訟法第四百九十九条第一項」と、同項第三号中「事件名及び押収番号」とあるのは「現金の持参又は送付の年月日その他これを特定するに足りる事項」と、同項第四号中「品名及び数量」とあるのは「金額」と、同令第四条第二項中「検察官又は司法警察員」とあるのは「捕虜収容所長」と読み替えるものとする。

○ 予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十二條の規定により、次に掲げる経費について、前金払をなすことができる。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>二の二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六條 第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行のために必要な物品の代価</p> <p>三〇七（略）</p>	<p>第二条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十二條の規定により、次に掲げる経費について、前金払をなすことができる。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>二の二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六條 第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行のために必要な物品の代価</p> <p>三〇七（略）</p>

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（復職時等における号俸の調整）</p> <p>第六条の二十三 休職にされた職員が復職し、休暇（自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定による休暇をいう。以下同じ。）のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至り、又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官（以下「国際連合派遣自衛官」という。）若しくは国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、一般職に属する国家公務員の例により、その者の号俸を調整することができる。</p> <p>（国際連合派遣自衛官又は派遣職員の退職又は死亡当時の号俸の調整）</p> <p>第六条の二十四 国際連合派遣自衛官又は派遣職員がその派遣の期間中に退職し、又は死亡した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、一般職に属する国家公務員の例により、その者の退職又は死亡当時の号俸を調整することができる。</p>	<p>（復職時等における号俸の調整）</p> <p>第六条の二十三 休職にされた職員が復職し、休暇（自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定による休暇をいう。以下同じ。）のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至り、又は国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、一般職に属する国家公務員の例により、その者の号俸を調整することができる。</p> <p>（派遣職員の退職又は死亡当時の号俸の調整）</p> <p>第六条の二十四 派遣職員がその派遣の期間中に退職し、又は死亡した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、一般職に属する国家公務員の例により、その者の退職又は死亡当時の号俸を調整することができる。</p>

(俸給の支給日等)

第八条 (略)

2~4 (略)

5 法第十条の規定により俸給を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき若しくは給与期間の末日まで支給するとき以外るとき、法第三条第二項及びこの政令の第二条の規定により給与を支払う場合又は職員が休職にされた場合、停職の処分を受けた場合、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条の規定により育児休業をした場合、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣された場合、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された場合、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された場合、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした場合若しくは国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)第十一条において準用する同法第二条第一項の規定による配偶者同行休業をした場合において支給すべき俸給の額は、それぞれその俸給を支給する日の属する給与期間の現日数(事務官等の俸給については、当該日数から当該給与期間中の休養日の日数を控除した日数)を基礎として日割りによつて計算した額とする。

6~8 (略)

(俸給の支給日等)

第八条 (略)

2~4 (略)

5 法第十条の規定により俸給を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外るとき若しくは給与期間の末日まで支給するとき以外るとき、法第二条第二項及びこの政令の第二条の規定により給与を支払う場合又は職員が休職にされた場合、停職の処分を受けた場合、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条の規定により育児休業をした場合、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された場合、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された場合、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第十条において準用する同法第三条第一項の規定による自己啓発等休業をした場合若しくは国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした場合において支給すべき俸給の額は、それぞれその俸給を支給する日の属する給与期間の現日数(事務官等の俸給については、当該日数から当該給与期間中の休養日の日数を控除した日数)を基礎として日割りによつて計算した額とする。

6~8 (略)

(俸給の特別調整額)

第八条の三 (略)

2～4 (略)

5 国際連合派遣自衛官、派遣職員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された職員(以下「交流派遣職員」という。)に関する前項ただし書の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先企業(同法第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項に規定する派遣先企業をいう。以下同じ。)の業務を公務とみなす。

(特に乗員等として勤務したものとみなされる場合)

第十一条の四 (略)

2 (略)

3 国際連合派遣自衛官、派遣職員及び交流派遣職員に関する前項第一号の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先企業の業務を公務とみなす。

(特定管理職員としない職員)

第十二条の五 法第十八条の二第二項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の四第二項の政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる職員

イ (略)

(俸給の特別調整額)

第八条の三 (略)

2～4 (略)

5 派遣職員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された職員(以下「交流派遣職員」という。)に関する前項ただし書の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関又は派遣先企業(同法第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項に規定する派遣先企業をいう。以下同じ。)の業務を公務とみなす。

(特に乗員等として勤務したものとみなされる場合)

第十一条の四 (略)

2 (略)

3 派遣職員及び交流派遣職員に関する前項第一号の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関又は派遣先企業の業務を公務とみなす。

(特定管理職員としない職員)

第十二条の五 法第十八条の二第二項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の四第二項の政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一～四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる職員

イ (略)

ロ 国際連合派遣自衛官
ハ (略)

(期末手当基礎額の加算)

第十二条の六 (略)

2 (略)

3 期末手当の支給について政令で定める管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、国際連合派遣自衛官及び派遣職員を除く。)とする。

一五 (略)

4 (略)

(休職者の給与)

第十七条の十 (略)

2 国際連合派遣自衛官、派遣職員及び交流派遣職員に関する前項の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先企業の業務を公務とみなす。

3 (略)

別表第五(第九条の七関係)

種類	支給される職員の範囲	支給額
(略)	(略)	(略)
国際緊急援助等手当	自衛隊法第八十四条の五第二項第三号の規定	業務一日につき、次の業務の区分に応じ

(新設)
ロ (略)

(期末手当基礎額の加算)

第十二条の六 (略)

2 (略)

3 期末手当の支給について政令で定める管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員及び派遣職員を除く。)とする。

一五 (略)

4 (略)

(休職者の給与)

第十七条の十 (略)

2 派遣職員及び交流派遣職員に関する前項の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関又は派遣先企業の業務を公務とみなす。

3 (略)

別表第五(第九条の七関係)

種類	支給される職員の範囲	支給額
(略)	(略)	(略)
国際緊急援助等手当	自衛隊法第八十四条の四第二項第三号の規定	業務一日につき、次の業務の区分に応じ

に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づき、国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務（以下「国際緊急援助業務」という。）に従事する職員又は自衛隊法第八十四条の四の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務（以下「在外邦人等輸送業務」という。）に従事する職員

てそれぞれ次に定める額
国際緊急援助業務
四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えるとき、防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）
在外邦人等輸送業務
七千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい

に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づき、国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務（以下「国際緊急援助業務」という。）に従事する職員又は自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務（以下「在外邦人等輸送業務」という。）に従事する職員

てそれぞれ次に定める額
国際緊急援助業務
四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えるとき、防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）
在外邦人等輸送業務
七千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい

に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づき、国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務（以下「国際緊急援助業務」という。）に従事する職員又は自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務（以下「在外邦人等輸送業務」という。）に従事する職員

てそれぞれ次に定める額
国際緊急援助業務
四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えるとき、防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）
在外邦人等輸送業務
七千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい

に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づき、国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務（以下「国際緊急援助業務」という。）に従事する職員又は自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務（以下「在外邦人等輸送業務」という。）に従事する職員

てそれぞれ次に定める額
国際緊急援助業務
四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えるとき、防衛大臣が認める場合にあつては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）
在外邦人等輸送業務
七千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい

海上警備等 手当		
第一項の規定による立	(略)	負担及び緊張を与え ると防衛大臣が認め る場合にあつては当 該額にその百分の五 十に相当する額を超 えない範囲内で防衛 大臣の定める額を加 算した額、当該業務 (自衛隊法第八十四 条の四第三項に規定 する車両により行う 輸送に関するものに 限る。)が極めて困 難な作業で心身に著 しい負担及び緊張を 与えると防衛大臣が 認める場合にあつて は当該額にその百分 の百に相当する額を 加算した額)
自衛隊法第九十三条第 二項において準用する 海上保安庁法第十七条	(略)	
第一項の規定による立	(略)	業務一日につき二千 円(当該業務が特に 困難な作業で心身に 著しい負担及び緊張

海上警備等 手当		
第一項の規定による立	(略)	負担及び緊張を与え ると防衛大臣が認め る場合にあつては当 該額にその百分の五 十に相当する額を超 えない範囲内で防衛 大臣の定める額を加 算した額、当該業務 (自衛隊法第八十四 条の三第三項に規定 する車両により行う 輸送に関するものに 限る。)が極めて困 難な作業で心身に著 しい負担及び緊張を 与えると防衛大臣が 認める場合にあつて は当該額にその百分 の百に相当する額を 加算した額)
自衛隊法第九十三条第 二項において準用する 海上保安庁法第十七条	(略)	
第一項の規定による立	(略)	業務一日につき二千 円(当該業務が特に 困難な作業で心身に 著しい負担及び緊張

備考 一〇三	(略)		
	(略)	入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）若しくは海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の規定に基づき船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員	を与えると防衛大臣が認める場合にあっては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額
	(略)		
備考 一〇三	(略)		
	(略)	入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）又は海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の規定に基づき船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員	を与えると防衛大臣が認める場合にあっては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額
	(略)		

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保税地域外に置くことができる貨物）</p> <p>第二十五条 法第三十条第一項第三号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の規定により外国軍用品審判所が留置し、又は保管する物件</p>	<p>（保税地域外に置くことができる貨物）</p> <p>第二十五条 法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の規定により外国軍用品審判所が留置し、又は保管する物件</p>

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四十三条（略）</p> <p>2 国の職員に係る法第四百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四 年法律第七十九号）<u>第十七条第一項の規定に基づく国際平和協 力手当</u></p> <p>3～9（略）</p>	<p>第四十三条（略）</p> <p>2 国の職員に係る法第四百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四 年法律第七十九号）<u>第十六条第一項の規定に基づく国際平和協 力手当</u></p> <p>3～9（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（国の特例） 第十六条の十一（略） 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により出動を命ぜられ、又は同法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等（同法第八条に規定する部隊等をいう。）についての第十六条の八第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の定めるところによる。</p>	<p>（国の特例） 第十六条の十一（略） 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は同法第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等（同法第八条に規定する部隊等をいう。）についての第十六条の八第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p>（傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例の適用範囲）</p> <p>第二条 法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。以下「準用補償法」という。）第二十条の二の政令で定めるものは、自衛官とし、同条の政令で定める職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 我が国に対する外部からの武力攻撃（次号において「武力攻撃」という。）が発生した事態又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して我が国を防衛するために行う武力の行使</p> <p>二 六（略）</p> <p>七 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第十六号）第二条第七号に規定する停船検査又は同条第八号に規定する回航措置</p> <p>八 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第十七号）第四条の規定による拘束又は同法第五十二条第二項に規定する職務</p> <p>九 自衛隊の使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物で防衛大臣の定めるもの（以下この号において「武器等」という。）の防護又は自衛隊の施設のうち、武器等を保管し</p>	<p>（傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例の適用範囲）</p> <p>第二条 法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。以下「準用補償法」という。）第二十条の二の政令で定めるものは、自衛官とし、同条の政令で定める職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 我が国に対する外部からの武力攻撃（次号において「武力攻撃」という。）が発生した事態に際して我が国を防衛するために行う武力の行使</p> <p>二 六（略）</p> <p>七 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第十六号）第二条第七号に規定する停船検査又は同条第八号に規定する回航措置</p> <p>八 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第十七号）第四条の規定による拘束又は同法第五十二条第二項に規定する職務</p> <p>九 自衛隊の使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物で防衛大臣の定めるもの（以下この号において「武器等」という。）の防護又は自衛隊の施設のうち、武器等を保管し</p>

、收容し、若しくは整備するための施設設備、営舎若しくは港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものの警護

十 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十五条の二

第一項の規定による警護

十一 犯罪の捜査、犯人若しくは被疑者の逮捕、看守若しくは護送又は勾引状、勾留状若しくは收容状の執行

十二 (略)

2 (略)

(公務で外国旅行中の職員等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例)

第三条 公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第二号に規定する後方支援活動若しくは同項第三号に規定する捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定による海賊対処行動若しくは国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第三条第一項第二号に規定する協力支援活動若しくは同項第三号に規定する捜索救助活動に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自

、收容し、若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものの警護

(新設)

十 犯罪の捜査、犯人若しくは被疑者の逮捕、看守若しくは護送又は勾引状、勾留状若しくは收容状の執行

十一 (略)

2 (略)

(公務で外国旅行中の職員等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例)

第三条 公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定による海賊対処行動に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償（船員法第一条に規定する船員である海上自衛官に係る遺族補償一時金を除く。）については、準用補償法第十二条の二第二項の規定による額、準用補償法第十三条第三項若しくは第四項の規定による額、準用補償法第十七条第一項の規定による額又は準用補償法第十七条の六第一項の政令で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十（傷病補償年金のうち、準用補償法第十二条の二第一項第二号の政令で定める第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、同号の政令で定める第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、準用補償法第十三条第二項に規定する

衛官として同法第二十八条において準用する国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第六条第一項の規定により公務とみなされる国際連合の業務に従事し、そのため業務上の災害を受けた場合におけるこれらの災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償（船員法第一条に規定する船員である海上自衛官に係る遺族補償一時金を除く。）については、準用補償法第十二条の二第二項の規定による額、準用補償法第十三条第三項若しくは第四項の規定による額、準用補償法第十七条第一項の規定による額又は準用補償法第十七条の六第一項の政令で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十（傷病補償年金のうち、準用補償法第十二条の二第一項第二号の政令で定める第一級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、同号の政令で定める第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、準用補償法第十三条第二項に規定する第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、同項に規定する第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）を乗じて得た額を加算した額とする。

2
(略)

第一級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、同項に規定する第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五）を乗じて得た額を加算した額とする。

2
(略)

○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣から除外する職員）</p> <p>第一条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官</p> <p>十 （略）</p> <p>（派遣先機関等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 法第二条第二項ただし書に規定する政令で定める国際連合事務局の内部部局は、平和維持活動局及びフィールド支援局とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（派遣から除外する職員）</p> <p>第一条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九 （略）</p> <p>（派遣先機関等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 法第二条第二項ただし書に規定する政令で定める国際連合事務局の内部部局は、平和維持活動局とする。</p> <p>3 （略）</p>

○ 防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（交流派遣除外職員）</p> <p>第一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第二条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官</p> <p>十 （略）</p>	<p>（交流派遣除外職員）</p> <p>第一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第二条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九 （略）</p>

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国民の保護に関する計画等の軽微な変更）</p> <p>第五条 法第三十三条第七項ただし書、第三十四条第八項ただし書、第三十五条第八項ただし書及び第三十六条第七項ただし書の政令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 指定行政機関（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）<u>第二条第五号</u>の指定行政機関をいう。以下同じ。）、指定地方行政機関（<u>同条第六号</u>の指定地方行政機関をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、指定公共機関（<u>同条第七号</u>の指定公共機関をいう。以下同じ。）、指定地方公共機関（<u>法第二条第二項</u>の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更</p> <p>三（略）</p> <p>措置 （危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置）</p> <p>第二十九条 法第百三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める区分は、次の表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分とし、同項の政令で</p>	<p>（国民の保護に関する計画等の軽微な変更）</p> <p>第五条 法第三十三条第七項ただし書、第三十四条第八項ただし書、第三十五条第八項ただし書及び第三十六条第七項ただし書の政令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 指定行政機関（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）<u>第二条第四号</u>の指定行政機関をいう。以下同じ。）、指定地方行政機関（<u>同条第五号</u>の指定地方行政機関をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、指定公共機関（<u>同条第六号</u>の指定公共機関をいう。以下同じ。）、指定地方公共機関（<u>法第二条第二項</u>の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更</p> <p>三（略）</p> <p>措置 （危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置）</p> <p>第二十九条 法第百三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める区分は、次の表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分とし、同項の政令で</p>

定める措置は、当該区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める措置とする。

物質の種類	区分	措置
(略)	(略)	(略)

備考 この表の下欄に定める措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

(準用)

第五十二条 第一条から第四条まで、第六条から第二十四条まで、第三十七条から第四十四条まで、第四十五条第二項、第四十六条第三項及び第四十七条から前条までの規定は、法第七十二条第一項の緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十九条	(略)	(略)
事態対処法第二条第八号の対処措置	事態対処法第二十二條第三項の緊急対処	(略)

定める措置は、当該区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める措置とする。

物質の種類	区分	措置
(略)	(略)	(略)

備考 この表の下欄に定める措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

(準用)

第五十二条 第一条から第四条まで、第六条から第二十四条まで、第三十七条から第四十四条まで、第四十五条第二項、第四十六条第三項及び第四十七条から前条までの規定は、法第七十二条第一項の緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十九条	(略)	(略)
事態対処法第二条第七号の対処措置	事態対処法第二十五條第三項の緊急対処	(略)

(略)	
(略)	
(略)	措置
(略)	
(略)	
(略)	措置

○ 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>（法第二十七条第一項に規定する政令で定める職員等）</p> <p>第六条 法第二十七条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四〇年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されている自衛官</p> <p>七〇九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例）</p> <p>第七条 法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>				<p>（法第二十七条第一項に規定する政令で定める職員等）</p> <p>第六条 法第二十七条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六〇八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例）</p> <p>第七条 法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
防衛省の	（略）	（略）	（略）	防衛省の	（略）	（略）	（略）

()	職員と その他 に 関 する 法 律 施 行 令 (平 成 十 七 年 政 令 第 百 三 十 八 号	昭 和 十 七 年 政 令 第 百 三 十 六 号	昭 和 十 七 年 政 令 第 百 三 十 六 号	()	()				第 十 二 条 の 五 第 五 号 ハ	()	()	()	()	()	()	()
					職員の給 与等に 関する 法律 施行令 (平 成十 七年 政令 第百 三十 八号)	()	()	()								
				第一条	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
				第一条	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
				第一条	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
				第一条	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
				第一条	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十

()	職員と その他 に 関 する 法 律 施 行 令 (平 成 十 七 年 政 令 第 百 三 十 八 号	昭 和 十 七 年 政 令 第 百 三 十 六 号	昭 和 十 七 年 政 令 第 百 三 十 六 号	()	()				第 十 二 条 の 五 第 五 号 口	()	()	()	()	()	()	()
					職員の給 与等に 関する 法律 施行令 (平 成十 七年 政令 第百 三十 八号)	()	()	()								
				第一条	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
				第一条	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
				第一条	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
				第一条	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
				第一条	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九

<p>防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）</p>	<p>第一条</p>	<p>十 国際機関等に派遣される防衛省の職員（平成七年法律第百二十二号）第二十条第一項の規定により派遣されている職員</p>	<p>十 国際機関等に派遣される防衛省の職員（平成七年法律第百二十二号）第二十条第一項の規定により派遣されている職員</p>			<p>て準用する同法第七條第一項の規定により交流派遣されている職員</p>	<p>平成二十七年法律第三十三号）第二十七條第一項において準用する同法第十七條第一項の規定により派遣されている職員</p>
<p>防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）</p>	<p>第一条</p>	<p>九 国際機関等に派遣される防衛省の職員（平成七年法律第百二十二号）第二十条第一項の規定により派遣されている職員</p>	<p>九 国際機関等に派遣される防衛省の職員（平成七年法律第百二十二号）第二十条第一項の規定により派遣されている職員</p>			<p>て準用する同法第七條第一項の規定により交流派遣されている職員</p>	<p>成二十七年法律第三十三号）第二十七條第一項において準用する同法第十七條第一項の規定により派遣されている職員</p>

○ 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法第十四条第一項に規定する政令で定める職員等）
 第五条 法第十四条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一～五 （略）

六 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四
 年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣されて
 いる自衛官

七～九 （略）
 2 （略）

（法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する
 派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の
 特例）

第六条 法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定
 する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用につい
 ては、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は
 、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄		第四欄
防衛省の 職員の給	(略)	(略)	(略)	(略)

（法第十四条第一項に規定する政令で定める職員等）
 第五条 法第十四条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲
 げる職員とする。

一～五 （略）
 （新設）

六～八 （略）
 2 （略）

（法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する
 派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の
 特例）

第六条 法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定
 する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用につい
 ては、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は
 、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄		第四欄
防衛省の 職員の給	(略)	(略)	(略)	(略)

与等に関する法律 施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号） （略）	（略） （略） （略） （略） （略） （略）	第十二条の五第五号ハ （略） （略） （略） （略）	第一条 （略） （略） （略） （略）	国際機関等に派遣される防衛省の職員等の処遇に関する法律 施行令（平成七年政令第四百三十八号） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第十国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成二十二年法律第二十四号） 第二十一項において準用する法律第二十 二 十 四 号 第二十四号 第二 十 四 号 第 二 十 四 号 第 二 十 四 号 第 一 項 に お いて準用す	第十国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成二十二年法律第二十四号） 第二十二項において準用する同法第七 条第一 項の規定により交流派遣されている職員 第十一 平 成 三 十 一 年 ラ グ ビ ー ワ ー ル ド カ ッ プ 大 会 特 別 措 置 法 （平 成 二 十 七 年 法 律 第 三 十 四 号） 第 十 四 条 第 一 項 に お いて準用す
					（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		

与等に関する法律 施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号） （略）	（略） （略） （略） （略） （略） （略）	第十二条の五第五号ロ （略） （略） （略） （略）	第一条 （略） （略） （略） （略）	国際機関等に派遣される防衛省の職員等の処遇に関する法律 施行令（平成七年政令第四百三十八号） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	第九国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成二十二年法律第二十四号） 第二十一項において準用する法律第二十 二 十 四 号 第二十四号 第二 十 四 号 第 二 十 四 号 第 一 項 に お いて準用す	第九国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成二十二年法律第二十四号） 第二十二項において準用する同法第七 条第一 項の規定により交流派遣されている職員 第十一 平 成 三 十 一 年 ラ グ ビ ー ワ ー ル ド カ ッ プ 大 会 特 別 措 置 法 （平 成 二 十 七 年 法 律 第 三 十 四 号） 第 十 四 条 第 一 項 に お いて準用す
					（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		

<p>防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）</p>	<p>第一条</p>	<p>十 国際機関等に派遣される防衛省の職員に關する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二十条第一項の規定により派遣されている職員</p>	<p>十 国際機関等に派遣される防衛省の職員に關する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二十条第一項の規定により派遣されている職員</p>	<p>る同法第七條第一項の規定により交流派遣されている職員</p> <p>いて準用する同法第四條第一項の規定により派遣されている職員</p>
<p>防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）</p>	<p>第一条</p>	<p>九 国際機関等に派遣される防衛省の職員に關する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二十条第一項の規定により派遣されている職員</p>	<p>九 国際機関等に派遣される防衛省の職員に關する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二十条第一項の規定により派遣されている職員</p>	<p>る同法第七條第一項の規定により交流派遣されている職員</p> <p>て準用する同法第四條第一項の規定により派遣されている職員</p>

改正案	現行
<p>（地方協力局の所掌事務）</p> <p>第九条 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。第四十五条第四号において「米軍等行動関連措置法」という。）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。</p> <p>十六～十九 （略）</p> <p>（防衛政策課の所掌事務）</p> <p>第十九条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第一項に規定する対処基本方針及び同法第二十二條第一項に規定する緊急対処事態対処方針に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。</p> <p>四～六 （略）</p> <p>（補償課の所掌事務）</p>	<p>（地方協力局の所掌事務）</p> <p>第九条 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。第四十五条第四号において「米軍行動関連措置法」という。）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。</p> <p>十六～十九 （略）</p> <p>（防衛政策課の所掌事務）</p> <p>第十九条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第一項に規定する対処基本方針及び同法第二十五條第一項に規定する緊急対処事態対処方針に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。</p> <p>四～六 （略）</p> <p>（補償課の所掌事務）</p>

第四十五条 補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一三 (略)

四 米軍等行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に関する事。

五 一十 (略)

(運用第一課)

第六十条 運用第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第八号に規定する対処措置又は同法第二十二条第三項に規定する緊急対処措置に係る行動に関する事。

三 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第二条第一項に規定する対応措置に係る行動に関する事。

四 一七 (略)

第四十五条 補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一三 (略)

四 米軍行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に関する事。

五 一十 (略)

(運用第一課)

第六十条 運用第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する対処措置又は同法第二十五条第三項に規定する緊急対処措置に係る行動に関する事。

三 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第二条第一項に規定する対応措置に係る行動に関する事。

四 一七 (略)

○ 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第六十九号）（附則第二条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（助教授の在職に関する経過措置）</p> <p>2 この政令の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、この政令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>3 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）第一条の規定の適用については、この政令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（助教授の在職に関する経過措置）</p> <p>2 この政令の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、この政令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令第一条（指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令の一部改正）</p> <p>3 指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令（昭和三十五年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条第一項及び第十条中「及び第十七号」を「第十七号及び第十八号」に改め、「第百七十四条の五十第二項第一号」の下に「及び第三号」を加える。</p>

○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
附則	附則		
<p>（他の政令の適用の特例）</p> <p>第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）	第一条第二号	内閣府を除く。 ）、内閣府	内閣府及び復興庁を除く。 ）、内閣府、復興庁
(略)	(略)	(略)	(略)
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）	第一条第二号	内閣府を除く。 ）、内閣府	内閣府及び復興庁を除く。 ）、内閣府、復興庁
(略)	(略)	(略)	(略)

2	略
3	
略	
略	
2	略
3	
略	
略	

○ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四百四十四号）（附則第四条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第七条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p>	<p>（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第七条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p>

○ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第十三号）（附則第四条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正） 第十二条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。 （略）</p>	<p>（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正） 第十二条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。 （略）</p>

○ 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）（附則第四条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>〔武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正〕 第二十七条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。 （略）</p>	<p>〔武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正〕 第二十七条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。 （略）</p>

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第五十七号）（附則第四条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正） 第十八条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。 （略）</p>	<p>（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正） 第十八条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。 （略）</p>